

◆水質基準一覧表

no.1 一般細菌	no.14 四塩化炭素	no.27 臭素酸	no.40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)
1 mLの検水で形成される集落数が100以下	0.002 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	300 mg/L 以下
no.2 大腸菌	no.15 1,4- ジオキサン	no.28 総トリハロメタン	no.41 蒸発残留物
検出されないこと	0.05 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	500 mg/L 以下
no.3 カドミウム及びその化合物	no.16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	no.29 トリクロロ酢酸	no.42 陰イオン界面活性剤
0.003 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下
no.4 水銀及びその化合物	no.17 ジクロロメタン	no.30 ブロモジクロロメタン	no.43 ジェオスミン
0.0005 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.00001 mg/L 以下
no.5 セレン及びその化合物	no.18 テトラクロロエチレン	no.31 ブロモホルム	no.44 2-メチルイソボルネオール
0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	0.00001 mg/L 以下
no.6 鉛及びその化合物	no.19 トリクロロエチレン	no.32 ホルムアルデヒド	no.45 非イオン界面活性剤
0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.08 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
no.7 ヒ素及びその化合物	no.20 ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	no.33 亜鉛及びその化合物	no.46 フェノール類
0.01 mg/L 以下	0.00005mg/L 以下	1.0 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
no.8 六価クロム化合物	no.21 ベンゼン	no.34 アルミニウム及びその化合物	no.47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)
0.02 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	3 mg/L 以下
no.9 亜硝酸態窒素	no.22 塩素酸	no.35 鉄及びその化合物	no.48 pH 値
0.04 mg/L 以下	0.6 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	5.8 以上 8.6 以下
no.10 シアン化物イオン及び塩化シアン	no.23 クロロ酢酸	no.36 銅及びその化合物	no.49 味
0.01 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	1.0 mg/L 以下	異常でないこと
no.11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	no.24 クロロホルム	no.37 ナトリウム及びその化合物	no.50 臭気
10 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	200 mg/L 以下	異常でないこと
no.12 フッ素及びその化合物	no.25 ジクロロ酢酸	no.38 マンガン及びその化合物	no.51 色度
0.8 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	5 度以下
no.13 ホウ素及びその化合物	no.26 ジブロモクロロメタン	no.39 塩化物イオン	no.52 濁度
1.0 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	200 mg/L 以下	2 度以下

水質基準の見直し

水質基準は、ずっと昔に決めたままではなく、最新の科学的な情報などをふまえて、政府が見直しをしています。ことになっていきます。ただし、重要な決まり

りである水質基準がたびたび変わってしまったのは、全国の水道局も困ってしまっています。そこで政府では、いろいろな物質や菌について、食事による健康へのリスクなどを検討する「食品安全委員会」で

の科学的な調査結果を使いながら、水道水のなかのいろいろな物質が身体にどのような影響を及ぼすかを検討する「水質基準逐次改正検討会」などを開き、さまざまな分野の専門家たちが何度も注意深く調査

や議論をした上で、見直しをします。

こうした手順によって、これまでも水質基準のチェック項目が増えたり、減ったり、ルールの水準がきびしくなったりしてきました。そして令和8年4月から水質基準に新しく「ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸」(PFOS及びPFOA)というチェック項目が増えることが決まりました。

原水に入っていたとしても

「PFOS及びPFOA」は、かつて工業分野などで使われていた物質でしたが、環境への影響を考えて、日本では、もう新しく作られたり、輸入されたりすることはなくなっています。しかし、前に作



水質検査の様子

られたものが、まだ土や、地下水といった環境の中に残っていることがわかってきました。

地球上にはたくさん物質があるので、この「PFOS及びPFOA」による、人の健康へのくわしい影響は、政府でも、調査をしきれていません。しかし、あまりに大量に、そしてずっと続けて体に入り続けると、悪い影響があるのではないかと考えられました。

そこで政府は、「毎日使う水道水から体に入るPFOS及びPFOA」

OA』の量を制限しよう」と、水道水の水質基準のうち、①の「健康」にかかわるチェック項目の中に、新しく「PFOS及びPFOA」を加えることを決めました。量としては、水道水1リットルあたりに、50ナノグラムまでしか入っていない、というルールです。

※ナノグラム＝1グラムの10億分の1

全国の水道局では、政府の決めた「水質基準」を守り、もしも使っている原水の中に「PFOS及びPFOA」が入っていても、浄水処理によって水質基準値より少なくなるようなりのぞき、またその水質を検査すること

で、これからも安全な水道水を皆さんに届けたいきます。